

2017年10月6日

## 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」可決についてのコメント

日本たばこ産業株式会社

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、10月5日に東京都議会にて可決されました「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」（以下、「条例」）に関する意見を以下に申し述べます。

当社としましては、心身の発達過程にあり、加えて場所を移動するなど自ら環境を選択することや自分で意思表示をすることが困難な乳幼児及び子どもの周辺では喫煙するべきではないと考えております。今後も子どもを受動喫煙から守るための取組みを継続し、普及啓発等の施策について東京都に積極的な協力を行ってまいりたいと考えております。

可決成立した条例では、喫煙の定義として「たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。」と記述されています。しかしながら、当社は、受動喫煙の健康への影響について、たばこ葉を燃やすたばこ製品と加熱式たばこは異なるものと考えています。

例えば、当社製品プルーム・テックから発生するたばこペーパーには、紙巻たばこの煙に含まれる健康懸念物質はほとんど含まれません。また、プルーム・テックの使用は室内環境に影響を及ぼさないため、周囲の方々への健康に対して、実質的に影響を与えるものではない※と考えます。

※有害物質の曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的に安全であり、社会的に容認されうるという考え方に基づき、「実質的に影響を与えるものではない」と表記しています

（[「プルーム・テックに関する情報提供」](#) 資料参照）

このように、加熱式たばこについては、紙巻たばこ同様に議論されるべきではないと考えており、東京都においても加熱式たばこについて科学的エビデンスを十分に研究した上で、健康影響が明らかでないものについては規制対象から除外するよう条例を改正すべきと考えております。

当社としましては、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスについて、東京都や関係者の方々に引き続き情報提供してまいりたいと考えております。

以上